（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の動物用医薬品等取締規則に規定する様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の動物用医薬品等取締規則に規定する様式によるものとみなす。

第三条　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告示

○総務省告示第百三十四号

昭和六十二年郵政省告示第七十三号（情報通信ネットワーク安全・信頼性基準）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十七日

総務大臣　新藤　義孝

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第１　設備等基準

項目	対策	実施指針			
		電気通信回線設備事業用ネットワーク	その他の電気通信事業用ネットワーク	自営情報通信ネットワーク	ユーザネットワーク
第１　設備基準					
１　一般基準					
(1)　通信センターの分散	ア　当該センターの損壊又は当該センターが収容する設備の損壊若しくは故障（以下「故障等」という。）が情報通信ネットワークの機能に重大な支障を及ぼす通信センター（以下「重要な通信センター」という。）は、地域的に分散して設置すること。	◎＊	○	○	○
	イ　重要な通信センターについては、他の通信センターでバックアップできる機能を設けること。	○	○	○	○
(2)　代替接続系統の設定	交換網の場合は、二つの重要な通信センター間を結ぶ接続系統の障害に対し、その代替となる他の通信センター経由のう回接続系統を設けること。	○	○	○	○
(3)　異経路伝送路設備の設置	ア　重要な通信センター間を結ぶ伝送路設備は、複数の経路により設置すること。	○	—	○	—
	イ　重要な光加入者伝送路は、ループ化等による２ルート化を促進すること。	○	—	○	—
	ウ　交換設備相互間を接続する伝送路設備は、複数の経路により設置すること。ただし、地形の状況により複数の経路の設置が困難な場合又は伝送路設備の故障等の対策として複数の経路による設置と同等以上の効果を有する措置が講じられる場合は、この限りでない。	◎	—	—	—
	エ　三以上の交換設備をループ状に接続する大規模な伝送路設備は、当該伝送路設備により囲まれる地域を横断する伝送路設備の追加的な設置の措置を講ずること。	◎＊	—	—	—
(4)　電気通信回線の分散収容	重要な通信センター間を結ぶ電気通信回線の収容は、異なる伝送路設備に分散して行うこと。	○	—	○	—
(5)　モバイルインターネット接続サービスにおける設備の分散等	重要な設備の事故等が全国的な又は相当広範囲の利用者に影響する場合は、当該設備について、地域的に分散して設置するとともに分散した設備を複数の経路で接続し、故障等による影響範囲を限定すること。	◎＊	—	—	—
(6)　モバイルインターネット接続サービスにおける設備容量の確保	サーバー及びゲートウェイの設備は、通信量の増加を考慮した適切な容量のものを設置すること。	◎	—	—	—
(7)　予備の電気通信回線の設定等	ア　重要な伝送路設備には、予備の電気通信回線を設定すること。ただし、他に疎通確保の手段がある場合は、この限りでない。	◎	—	◎	—
	イ　重要な伝送設備には、予備の電気通信回線に速やかに切り換える機能を設けること。	◎	◎	◎	◎
(8)　情報通信ネットワークの動作状況の監視等	ア　重要な伝送路設備の動作状況を監視し、故障等を速やかに検知、通報する機能を設けること。	◎	—	◎＊	—
	イ　重要な電気通信回線の動作状況を監視し、故障等を速やかに検知、通報する機能を設けること。	—	◎	—	◎＊
	ウ　重要な伝送路設備の動作状況を統合的に監視する機能を設けること。	○	—	○	—
	エ　重要な電気通信回線の動作状況を統合的に監視する機能を設けること。	—	○	—	○